（積立金を移換した者に係る給付の支給義務）

第九十六条の六　事業主等は、法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金の一部を移換したときは、当該移換に伴い加入者の給付の額を減額することにより、当該給付の支給に関する義務を免れる。

第九十七条第一項第四号及び第九十八条第五号中「第八十二条の二第四項」を「第八十二条の二第六項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十一号

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十七号）の施行に伴い、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（労働災害防止団体法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

一　労働災害防止団体法施行規則（昭和三十九年労働省令第十九号）第一条第一号

二　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第九十七条第三号イ(1)

三　機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号）別表第三令第十四条の二第一号に掲げる機械等の項

四　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五条第一項第二号イ

（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号イ中「独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第十八条の七第一号、第百三十五条の三第二項第一号イ、別表第四第一種衛生管理者免許の項、同表衛生工学衛生管理者免許の項、同表ガス溶接作業主任者免許の項、同表発破技士免許の項、別表第五第三号、別表第六乾燥設備作業主任者技能講習の項及び同表コンクリート破砕器作業主任者技能講習の項中「大学評価・学位授与機構」を「大学改革支援・学位授与機構」に改める。

別表第六地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の項中「大学評価・学位授与機構」を「（大学改革支援・学位授与機構」に改める。

別表第六型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の項、同表足場の組立て等作業主任者技能講習の項、同表採石のための掘削作業主任者技能講習の項及び別表第九第八十九条第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事を除く。）の項中「大学評価・学位授与機構」を「大学改革支援・学位授与機構」に改める。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第三条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の二の二第一項第二号の表労働基準法並びに法及び法に基づく命令の項中「独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「大学改革支援・学位授与機構」に改め、同表労働衛生工学に関する知識の項及び職業性疾病の管理に関する知識の項中「大学評価・学位授与機構」を「大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第十九条の二十二第一項第一号イ、第十九条の二十四の二の三第一項第二号イ(5)、第十九条の二十四の四第一項第三号ロ、第十九条の二十四の十九第一項第二号の表火薬類の取扱いの項並びに第二十五条の六第一項第二号イの表産業安全一般の項及び産業安全関係法令の項中「大学評価・学位授与機構」を「大学改革支援・学位授与機構」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」に「による独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「による独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

一　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条の二第三項第二号

二　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第一条第三項第二号

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第二号及び第三号並びに第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百二条の五第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同号イに定める額の支給については、中小企業事業主に限る。

第百二条の五第二項第一号イに次のように加える。

(6)　(4)の委託に係る計画対象被保険者の数が職業安定局長が定める数以上である事業主であること。

第百二条の五第二項第二号イに次のように加える。

(6)　(4)の委託に係る支援書対象被保険者の数が職業安定局長が定める数以上である事業主であること。

第百二条の五第二項第三号イ中「事業主」を「中小企業事業主」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　第一号ロ又は前号ロに該当する中小企業事業主　第一号ロ(2)又は前号ロ(2)の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者一人につき、第一号イ(4)又は前号イ(4)の委託に要する費用（次項に規定する再就職支援型訓練の実施に係る費用又は第四項に規定するグループワークの実施に係る費用を含む場合にあっては、次項又は第四項の規定により当該事業主に支給される額に相当する額を除く。以下この口において同じ。）の一（当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者であって、職業安定局長が定める条件に該当する再就職が実現したもの（以下この口において「特定計画対象被保険者等」という。）にあっては、三分の二）（当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者が四十五歳以上のものにあっては、五分の四）の額からイに定める額を控除した額（一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。以下この口において同じ。）

(2)　第一号ロ又は前号ロに該当する中小企業事業主以外の事業主　第一号ロ(2)又は前号ロ(2)の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者一人につき、第一号イ(4)又は前号イ(4)の委託に要する費用の四分の一（特定計画対象被保険者等にあっては、三分の一）（当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者が四十五歳以上のものにあっては、三分の一（特定計画対象被保険者等が四十五歳以上のものにあっては、五分の二））の額

第百二条の五第六項第三号イ中「四十万円」を「三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者にあっては、四十万円）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第二項第一号イの再就職援助計画又は同項第二号イの求職活動支援基本計画書を提出した事業主に対する当該再就職援助計画又は当該求職活動支援基本計画書に係る再就職支援奨励金の支給については、なお従前の例による。